

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成５年福岡市条例第２６号）

現行	改正案	備考
目次 第１章 総則（第１条・第２条） 第２章 関係者の責務等 第１節 市の責務等（第３条―第５条） 第２節 市民の責務（第６条） 第３節 事業者の責務等（第７条―第１６条の２） 第３章 市の廃棄物処理等 第１節 一般廃棄物の処理（第１７条―第２２条） 第２節 産業廃棄物の処理（第２３条―第２６条） 第３節 廃棄物処理手数料（第２７条―第３０条） 第４章 廃棄物処理業の許可等に関する申請手数料等（第３１条―第３２条の４の４） 第４章の２ 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続等（第３２条の５―第３２条の８） 第５章 清潔の保持等（第３３条―第３７条） 第６章 雑則（第３８条―第４１条） 附則	目次 第１章 総則（第１条・第２条） 第２章 関係者の責務等 第１節 市の責務等（第３条―第５条） 第２節 市民の責務（第６条） 第３節 事業者の責務等（第７条―第１６条の２） 第３章 市の廃棄物処理等 第１節 一般廃棄物の処理（第１７条―第２２条） 第２節 産業廃棄物の処理（第２３条―第２６条） 第３節 廃棄物処理手数料（第２７条―第３０条） 第４章 廃棄物処理業の許可等に関する申請手数料等（第３１条―第３２条の４の４） 第４章の２ 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続等（第３２条の５―第３２条の８） 第５章 清潔の保持等（第３３条―第３７条） <u>第６章 雑則（第３８条―第４１条）</u> <u>第７章 罰則（第４２条・第４３条）</u> 附則	章追加に伴うもの
第１章 総則 第１条 【略】	第１章 総則 第１条 【略】	
（定義） 第２条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律	（定義） 第２条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律	

(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 家庭系廃棄物 家庭において生じた廃棄物で次号に規定する事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。 (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。 (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。	(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 家庭系廃棄物 家庭において生じた廃棄物で次号に規定する事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。 (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。 (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。 <u>(4) 資源物 一度使用され、又は使用されずに排出された物品のうち、再生利用が可能であるものをいう。</u> <u>(5) 集団回収 自治会、町内会その他規則で定める団体が、資源循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集及び保管を行うことをいう。</u>	追加
第2章 関係者の責務等 第3条～第16条の2 【略】	第2章 関係者の責務等 【略】 第3条～第16条の2 【略】	
第3章 市の廃棄物処理等 第17条 【略】	第3章 市の廃棄物処理等 第17条 【略】	
	<u>(収集、運搬又は保管の禁止等)</u> <u>第17条の2 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定められた場所に排出されたもの(以下「家庭系ごみ」という。)の収集、運搬又</u>	新設

	<u>は保管（以下「収集等」という。）を行ってはならない。</u> <u>2 集団回収を実施する団体又はその構成員が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、当該団体が資源物を収集し、又は保管する場所として市長に届け出た場所に持ち出された資源物の収集等を行ってはならない。</u> <u>3 市長は、前2項の規定に違反した者に対し、家庭系ごみ又は資源物の収集等を中止すること、当該収集等に係る家庭系ごみ又は資源物の返還その他必要な措置を採ること、及び家庭系ごみ又は資源物の収集等を行わないことを命じることができる。（買取りの禁止等）</u> <u>第17条の3 何人も、前条第1項の規定に違反した収集等に係る家庭系ごみ及び同条第2項の規定に違反した収集等に係る資源物を買取ってはならない。</u> <u>2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その違反行為をしてはならない旨の勧告をすることができる。</u> <u>3 市長は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その者の名称又は氏名及び違反の内容を、規則で定めるところにより公表することができる。</u> <u>4 第15条第2項の規定は、前項の公表について準用する。</u>	新設
第18条～第30条 【略】	第18条～第30条 【略】	

第4章～第6章 【略】	第4章～第6章 【略】	
	<u>第7章 罰則</u> <u>第42条 第17条の2第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</u> <u>第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。</u>	新設